

◎新潟県告示第1094号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。

平成30年10月16日

新潟県知事 花 角 英 世

免許の取消しをした 年月日	免許の取消しをした 建築士の氏名	登録番号	免許の取消しの理由
平成30年7月13日	真保 勝寿	第14710号	死亡
平成30年8月10日	鈴木 八五男	第5621号	死亡
平成30年9月14日	猪井 順	第18737号	申請